

令和6年(2024年)5月9日付け札幌市告示第2057号の内容に係る訂正について、下記のとおり告示する。

令和6年(2024年)5月16日

札幌市長 秋元 克広



記

1 訂正する内容

札幌市告示第2057号別表の工事番号「24(土)第0094号」工事名「国庫補助事業 道道札幌環状線(道道札幌夕張線～横南線間)電線共同溝新設工事」にかかる設計図書の一部を下記のとおり訂正し、入札日等を別表のとおり変更する。

2 設計図書の訂正箇所

別紙のとおり

3 担当部局

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係

電話011-211-2442

電子入札

(入札日等訂正版)

0	調達案件番号	2402009411	
1	工事（業務）番号	24（土）第 0094 号	
2	工事（業務）概要	工事（業務）名	国庫補助事業 道道札幌環状線（道道札幌夕張線～横南線間）電線共同溝新設工事
		工事（履行）場所	札幌市白石区南郷通 1 丁目北ほか
		工事（業務）内容	工事延長130m 道路幅員36.0m（車道10.75m×2+分離帯6.5m+歩道4.0m×2） 電線共同溝延長210m 管路工（φ50～150）3,500m 特殊部工 5箇所 道路融雪設備工 一式
		工期（履行期間）	着手の日から令和7年01月15日まで
6	入札参加資格の申請及び審査	審査方式	事後審査方式（入札参加資格の確認は落札を保留して行う。）
		申請書等提出期限（日）	開札日の翌日まで（審査順1位の落札候補者のみ）
		落札結果通知予定日	令和6年6月12日
11	入札及び開札の日時・場所等	電子入札案件区分	電子入札
		入札期間（年月日）	令和6年05月27日（08時00分～20時00分） 令和6年05月28日（08時00分～17時00分）
		開札予定日時	令和6年05月29日 09時30分
		場所	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎14階財政局入札室
		提出方法	電子入札システムによること。
17	施行担当課及び電話番号	施行担当課	建）土木部工事課
		電話番号	011-211-2618

単-26号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 04
歩掛適用年月	2024. 04
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

名称	規格	単位	個	数量	摘要
プレキャストボックス(L-3, R-2)	内幅 1.3m 内高 1.8m				1
I型地上機器部 函型	内空寸法幅1300×高1800×長3300 中間柵含まず	式		1	
プレキャストボックスブロック設置	4000kgを超え11000kg以下 標準以外 1.225 材料代別途	個		2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kgを超え4000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料支給 閉塞版	個		2	
蓋部中間柵	φ750 t=125 (最小H=100)	m		0.45	
モルタル練	高炉 全ての費用	m3		0.12	
計					
単価					円/個

単-26号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 04
歩掛適用年月	2024. 04
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

名称	規格	単位	個	数量	摘要
プレキャストボックス(L-3, R-2)	内幅 1.3m 内高 1.8m			1	
I型地上機器部 函型	内空寸法幅1300×高1800×長3300 中間柵含まず	式		1	
プレキャストボックスブロック設置	4000kgを超え11000kg以下 標準以外 1.225 材料代別途	個		2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kgを超え4000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料支給 閉塞版	個		2	
蓋部中間柵	φ750 t=125 (最小H=100)	m		0.45	
地上機器設置部閉塞版 【支給品】	1900×850×150 【令和6年度実勢価格調査単価】	個		1	
モルタル練	高炉 全ての費用	m3		0.12	
計					
単価					円/個

単-27号

1次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 04
歩掛適用年月	2024. 04
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

名称	規格	単位	個	数量	摘要
プレキャストボックス(L-2)	内幅 1.3m 内高 1.8m				1
I型地上機器部 函型	内空寸法幅1300×高1800×長3400 中間柵含まず	式		1	
プレキャストボックスブロック設置	4000kgを超え11000kg以下 標準以外 1.225 材料代別途	個		2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kgを超え4000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料支給 閉塞版	個		1	
蓋部中間柵	φ750 t=125 (最小H=100)	m		0.45	
モルタル練	高炉 全ての費用	m3		0.12	
計					
単価					円/個

単-27号

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 04
歩掛適用年月	2024. 04
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

名称	規格	単位	数量	摘要
プレキャストボックス(L-2)	内幅 1.3m 内高 1.8m	個	1	
I 型地上機器部 函型	内空寸法幅1300×高1800×長3400 中間柵含まず	式	1	
プレキャストボックスブロック設置	4000kgを超え11000kg以下 標準以外 1.225 材料代別途	個	2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kgを超え4000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個	2	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個	3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料支給 閉塞版	個	1	
蓋部中間柵	φ750 t=125 (最小H=100)	m	0.45	
地上機器設置部閉塞版 【支給品】	2200×850×150 【令和6年度実勢価格調査単価】	個	1	
モルタル練	高炉 全ての費用	m3	0.12	
計				
単価				円/個

単-28号

1 次単価表 (金抜き)

単価適用年月	2024. 04
歩掛適用年月	2024. 04
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

名称	規格	単位	個	数量	摘要
プレキャストボックス(R-1, R-3)	内幅 1.3m 内高 1.8m				1
I 型地上機器部 函型	内空寸法幅1300×高1800×長5200 中間柵含まず	式		1	
プレキャストボックスブロック設置	4000kgを超え11000kg以下 標準以外 1.225 材料代別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kgを超え4000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		4	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料支給 閉塞版	個		2	
蓋部中間柵	φ750 t=125 (最小H=100)	m		0.45	
モルタル練	高炉 全ての費用	m3		0.18	
計					
単価					円/個

単-28号

1 次単価表（金抜き）

単価適用年月	2024. 04
歩掛適用年月	2024. 04
労務調整-超過-規制	1.500-00800001000

名称	規格	単位	個	数量	摘要
プレキャストボックス(R-1, R-3)	内幅 1.3m 内高 1.8m			1	
I 型地上機器部 函型	内空寸法幅1300×高1800×長5200 中間柵含まず	式		1	
プレキャストボックスブロック設置	4000kgを超え11000kg以下 標準以外 1.225 材料代別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kgを超え4000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		3	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料費別途	個		4	
プレキャストボックスブロック設置	1000kg以下 標準以外 1.225 材料支給 閉塞版	個		2	
蓋部中間柵	φ750 t=125 (最小H=100)	m		0.45	
地上機器設置部閉塞版 【支給品】	1540×850×150 【令和6年度実勢価格調査単価】	個		1	
地上機器設置部閉塞版 【支給品】	1900×850×150 【令和6年度実勢価格調査単価】	個		1	
モルタル練	高炉 全ての費用	m3		0.18	
計					
単価					円/個

特記仕様書（共通事項）

共 01. 工期設定について

工期：令和 6 年 6 月 10 日から令和 7 年 1 月 15 日まで

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	30 日間
③ 雨休率 (実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	0.7

共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
 - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
 - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
 - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
 - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
 - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
 - f) 仮設構造物の安全確認
 - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
 - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
 - i) 緊急事態発生時の体制と対策
 - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
 - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
 - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

共 04. 工事看板等の保守について

本工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。

共 05. 諸法令の遵守について

- 1) 受注者は、本工事に適用となる法令等を特定し、その一覧を施工計画書に明示すること。
- 2) 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

共 06. 工事書類の提出及び提示について

工事書類の提出及び提示は、『札幌市工事書類簡素化要領』によるものとする。

特記仕様書（共通事項）

共 01. 工期設定について

工期：令和 6 年 6 月 17 日から令和 7 年 1 月 15 日まで

なお、本工事の工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に下記の事項を見込んでいる。

① 準備期間	40 日間
② 後片付け期間	30 日間
③ 雨休率 (実働日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見込むための係数)	0.7

共 02. 中間技術検査について

中間技術検査の実施の有無及び実施の場合の詳細については、工事監督員の指示によるものとする。

共 03. 工事安全管理現場委員会について

- 1) 本工事の施工に当たり、安全管理を図る目的で発注者と受注者が相互に協力し、工事安全管理現場委員会（以下「現場委員会」という。）を設置するものとする。また、施工計画書には別記「現場委員会設置例」を参考に「工事安全管理現場委員会組織図」を添付すること。
- 2) 現場委員会における必須事項は次のとおりとする。
 - i) 工事着手時に施工計画書に基づき、工事の安全管理について協議を行う。
 - ii) 工事着手時は特に次の事項に留意して工事の安全対策を行う。
 - a) 工事現場内の整理、整頓に関する確認
 - b) 作業従事者及び使用機器類の保安の確認
 - c) 工事現場周辺の歩行者の安全対策及び仮設通路の確保
 - d) 工事現場内外に搬出する車両等による災害防止対策
 - e) 土砂等の崩壊事故の防止対策
 - f) 仮設構造物の安全確認
 - g) 地下埋設物の確認及び事故防止対策
 - h) 架空線又は高圧線の保全の確認
 - i) 緊急事態発生時の体制と対策
 - iii) 工事期間中において、上記の事項について安全対策を実施し、その評価を適宜行う。
 - iv) 安全パトロールにおいて、「改善」と評価された場合は、改善策についての会議を行う。その他の評価工事についても、さらなる安全の確保のため、会議を適宜行う。
 - v) その他の必要事項については、それぞれの現場で検討する。

共 04. 工事看板等の保守について

本工事の施工に当たり設置した工事看板等については、泥はね等の汚損や着雪などにより視認性が低下しないよう、適切に保守点検を行うこと。

共 05. 諸法令の遵守について

- 1) 受注者は、本工事に適用となる法令等を特定し、その一覧を施工計画書に明示すること。
- 2) 受注者は、この契約による工事を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

共 06. 工事書類の提出及び提示について

工事書類の提出及び提示は、『札幌市工事書類簡素化要領』によるものとする。